

取 扱 基 準

名 称	新型コロナウイルス感染症に係る障がい福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業補助金
補助区分	運営費補助□ 事業費補助■
補助金の概要	障がい福祉サービス施設・事業所等が、新型コロナウイルス感染症の感染者等が発生した場合において、関係者との緊急かつ密接な連携の下、感染拡大防止策の徹底や創意工夫を通じて必要な障がい福祉サービス等を継続して提供できるよう支援を行う。
目 標	数値化□ 非数値化■
	新型コロナウイルスの感染者等が発生した場合における、感染拡大防止対策を徹底した上での、障がい福祉サービス等の提供の継続 <small><目標が数値でない場合の評価方法></small> 感染症の拡大状況や利用実績などを総合的に判断し評価する
補助事業者	新型コロナウイルスの感染者又は濃厚接触者等に対応した事業所
補助対象経費の 内 容	・建物の消毒・清掃や感染症廃棄物の処理に要する費用，職員の感染等に伴う人員確保に係る費用，感染者又は濃厚接触者の対応に伴い在庫不足が見込まれる衛生・防護用品の購入費用等，サービスの継続に必要な経費
補助額 及びその算定方法 又は補助率	国の定める「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業実施要綱」別添1に定めるサービス種別ごとの基準額 <small><補助額が5万円未満，又は補助率(実行補助率を含む)が1/2を超える場合の理由></small> 国庫補助事業であるため，国の実施要綱に基づいて補助するもの。
開始時期	令和 4年 4月 1日
評価の時期	令和 5年 3月31日
終 期	令和 5年 3月31日
	(終期が3年を超える場合の理由)
補助事業者による 情報の公表	〔内容〕 本補助金は，新型コロナウイルス感染者又は濃厚接触者等に対応した事業所が補助事業者であり，風評被害等を鑑み，公表は求めない。
	〔媒体〕
担当部署	福祉部 障がい福祉課 指定係 電 話 025-226-1241 (直通) e-mail shogai.wl@city.niigata.lg.jp